

町田市道における道路構造の技術的基準に関する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 5 年(2013年) 2 月 2 5 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市道における道路構造の技術的基準に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第30条第3項の規定に基づき、市道を新設し、又は改築する場合における道路の構造の一般的技術的基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、「市道」とは、法第3条第4号に掲げる市町村道のうち、町田市が法第18条第1項に規定する道路管理者であるものをいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例で使用する用語の意義は、法及び道路構造令（昭和45年政令第320号。以下「構造令」という。）で使用する用語の例による。

(車線等)

第3条 車道（副道、停車帯その他町田市規則（以下「規則」という。）で定める部分を除く。）は、車線により構成されるものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあっては、この限りでない。

2 次の表の道路の区分（地方部に存する道路にあっては、同表の道路の区分及び地形の状況）に応じ、計画交通量が同表の設計基準交通量（自動車の最大許容交通量をいう。以下同じ。）の欄に掲げる値以下である道路の車線（付加追越車線、登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。次項において同じ。）の数は、2とする。

道路の区分		地形の状況	設計基準交通量（単位 1日につき台）
第1種	第2級	平地部	14,000
	第3級	平地部	14,000
		山地部	10,000
	第4級	平地部	13,000
		山地部	9,000
第3種	第2級	平地部	9,000

	第 3 級	平地部	8 , 0 0 0
		山地部	6 , 0 0 0
	第 4 級	平地部	8 , 0 0 0
		山地部	6 , 0 0 0
第 4 種	第 1 級		1 2 , 0 0 0
	第 2 級		1 0 , 0 0 0
	第 3 級		9 , 0 0 0
備考 交差点の多い第 4 種の道路については、この表の設計基準交通量に 0 . 8 を乗じた値を設計基準交通量とする。			

- 3 前項に規定する道路以外の道路（第 2 種の道路で対向車線を設けないもの並びに第 3 種第 5 級及び第 4 種第 4 級の道路を除く。）の車線の本数は 4 以上（交通の状況により必要がある場合を除き、2 の倍数）第 2 種の道路で対向車線を設けないものの車線の本数は 2 以上とし、次の表の道路の区分（地方部に存する道路にあっては、同表の道路の区分及び地形の状況）に応じ、同表の 1 車線当たりの設計基準交通量の欄に掲げる値に対する当該道路の計画交通量の割合によって定めるものとする。

道路の区分		地形の状況	1 車線当たりの設計基準交通量(単位 1 日につき台)
第 1 種	第 2 級	平地部	1 2 , 0 0 0
		山地部	9 , 0 0 0
	第 3 級	平地部	1 1 , 0 0 0
		山地部	8 , 0 0 0
	第 4 級	平地部	1 1 , 0 0 0
		山地部	8 , 0 0 0
第 2 種	第 1 級		1 8 , 0 0 0

	第 2 級		1 7 , 0 0 0
第 3 種	第 2 級	平地部	9 , 0 0 0
		山地部	7 , 0 0 0
	第 3 級	平地部	8 , 0 0 0
		山地部	6 , 0 0 0
	第 4 級	山地部	5 , 0 0 0
第 4 種	第 1 級		1 2 , 0 0 0
	第 2 級		1 0 , 0 0 0
	第 3 級		1 0 , 0 0 0
備考 交差点の多い第 4 種の道路については、この表の 1 車線当たりの設計基準交通量に 0 . 6 を乗じた値を 1 車線当たりの設計基準交通量とする。			

- 4 車線（登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。以下この項において同じ。）の幅員は、次の表の道路の区分に応じ、同表の右欄に掲げる値とするものとする。ただし、第 1 種第 2 級、第 3 種第 2 級又は第 4 種第 1 級の普通道路にあっては、交通の状況により必要がある場合においては、同欄に掲げる値に 0 . 2 5 メートルを加えた値とし、第 1 種第 2 級若しくは第 3 級の小型道路又は第 2 種第 1 級の道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同欄に掲げる値から 0 . 2 5 メートルを減じた値とすることができる。

道路の区分			車線の幅員（単位 メートル）
第 1 種	第 2 級		3 . 5
	第 3 級	普通道路	3 . 5
		小型道路	3 . 2 5
	第 4 級	普通道路	3 . 2 5
		小型道路	3

第 2 種	第 1 級	普通道路	3 . 5
		小型道路	3 . 2 5
	第 2 級	普通道路	3 . 2 5
		小型道路	3
第 3 種	第 2 級	普通道路	3 . 2 5
		小型道路	2 . 7 5
	第 3 級	普通道路	3
		小型道路	2 . 7 5
	第 4 級		2 . 7 5
第 4 種	第 1 級	普通道路	3 . 2 5
		小型道路	2 . 7 5
	第 2 級及び第 3 級	普通道路	3
		小型道路	2 . 7 5

- 5 第 3 種第 5 級又は第 4 種第 4 級の普通道路の車道の幅員は、4 メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第 3 3 条の規定により車道に狭^{さく}窄部を設ける場合は、3 メートルとすることができる。

(車線の分離等)

第 4 条 第 1 種又は第 2 種の道路 (いずれも対向車線を設けない道路を除く。以下この条において同じ。) の車線は、往復の方向別に分離するものとする。ただし、車線の数 (登坂車線、屈折車線及び変速車線の数を除く。第 9 項において同じ。) が 3 以下である第 1 種の道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

- 2 車線の数 が 4 以上である第 3 種又は第 4 種の道路 (いずれも対向車線を設けない道路を除く。) について、安全かつ円滑な交通を確保するために必要がある場合は、

前項本文の規定を準用するものとする。

- 3 車線を往復の方向別に分離するため必要がある場合は、中央帯を設けるものとする。
- 4 中央帯の幅員は、次の表の道路の区分に応じ、同表の中央帯の幅員の欄の左欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、長さ100メートル以上のトンネル、長さ50メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の中央帯の幅員の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

道路の区分		中央帯の幅員（単位 メートル）	
第1種	第2級	4 . 5	2
	第3級	3	1 . 5
	第4級		
第2種	第1級	2 . 2 5	1 . 5
	第2級	1 . 7 5	1 . 2 5
第3種	第2級	1 . 7 5	1
	第3級		
	第4級		
第4種	第1級	1	
	第2級		
	第3級		

- 5 中央帯には、側帯を設けるものとする。
- 6 前項の側帯の幅員は、次の表の道路の区分に応じ、同表の中央帯に設ける側帯の幅員の欄の左欄に掲げる値とするものとする。ただし、第4項ただし書の規定により中央帯の幅員を縮小する道路又は箇所については、同表の中央帯に設ける側帯の幅員の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

道路の区分		中央帯に設ける側帯の幅員（単位　メートル）	
第 1 種	第 2 級	0 . 7 5	0 . 2 5
	第 3 級	0 . 5	
	第 4 級		
第 2 種		0 . 5	0 . 2 5
第 3 種	第 2 級	0 . 2 5	
	第 3 級		
	第 4 級		
第 4 種	第 1 級	0 . 2 5	
	第 2 級		
	第 3 級		

7 中央帯のうち側帯以外の部分（以下「分離帯」という。）には、柵その他これに類する工作物を設け、又は側帯に接続して縁石線を設けるものとする。

8 分離帯に路上施設を設ける場合は、当該中央帯の幅員は、構造令第 12 条の建築限界を勘案して定めるものとする。

9 同方向の車線の数が 1 である第 1 種の道路の当該車線の属する車道には、必要に応じ、付加追越車線を設けるものとする。

（副道）

第 5 条 車線（登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。）の数が 4 以上である第 3 種又は第 4 種の道路には、必要に応じ、副道を設けるものとする。

2 副道の幅員は、4 メートルを標準とするものとする。

（路肩）

第 6 条 道路には、車道に接続して、路肩を設けるものとする。ただし、中央帯又は停車帯を設ける場合は、この限りでない。

2 車道の左側に設ける路肩の幅員は、次の表の道路の区分に応じ、同表の車道の左

側に設ける路肩の幅員の欄の左欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、付加追越車線、登坂車線若しくは変速車線を設ける箇所、長さ50メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

道路の区分			車道の左側に設ける路肩の幅員 (単位　メートル)	
第 1 種	第 2 級	普通道路	2 . 5	1 . 7 5
		小型道路	1 . 2 5	
	第 3 級及び第 4 級	普通道路	1 . 7 5	1 . 2 5
		小型道路	1	
第 2 種		普通道路	1 . 2 5	
		小型道路	1	
第 3 種	第 2 級から第 4 級まで	普通道路	0 . 7 5	0 . 5
		小型道路	0 . 5	
	第 5 級		0 . 5	
第 4 種			0 . 5	

- 3 前項の規定にかかわらず、車線を往復の方向別に分離する第1種の道路であって同方向の車線の数1であるものの当該車線の属する車道の左側に設ける路肩の幅員は、次の表の道路の区分に応じ、同表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の左欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、普通道路のうち、長さ100メートル以上のトンネル、長さ50メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所であって、大型の自動車の交通量が少ないものについては、同表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

道路の区分	車道の左側に設ける路肩の幅員（単位 メートル）		
第 2 級及び第 3 級	普通道路	2 . 5	1 . 7 5
	小型道路	1 . 2 5	
第 4 級	普通道路	2 . 5	2
	小型道路	1 . 2 5	

- 4 車道の右側に設ける路肩の幅員は、次の表の道路の区分に応じ、同表の右欄に掲げる値以上とするものとする。

道路の区分			車道の右側に設ける路肩の幅員(単位 メ ートル)
第 1 種	第 2 級	普通道路	1 . 2 5
		小型道路	0 . 7 5
	第 3 級及び第 4 級	普通道路	0 . 7 5
		小型道路	0 . 5
第 2 種		普通道路	0 . 7 5
		小型道路	0 . 5
第 3 種			0 . 5
第 4 種			0 . 5

- 5 普通道路のトンネルの車道に接続する路肩（第 3 項本文に規定する路肩を除く。）又は小型道路のトンネルの車道の左側に設ける路肩（同項本文に規定する路肩を除く。）の幅員は、第 1 種第 2 級の道路にあっては 1 メートルまで、第 1 種第 3 級又は第 4 級の道路にあっては 0 . 7 5 メートルまで、第 3 種（第 5 級を除く。）の普通道路にあっては 0 . 5 メートルまで縮小することができる。
- 6 副道に接続する路肩に係る第 2 項の表の適用については、同表の第 3 種の部車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の左欄中「 0 . 7 5 」とあるのは、「 0 . 5 」とする。

この場合において、同項ただし書の規定は、適用しない。

7 歩道、自転車道又は自転車歩行者道を設ける道路にあっては、道路の主要構造部を保護するため又は車道の効用を保つために支障がない場合は、車道に接続する路肩を設けず、又は当該路肩の幅員を縮小することができる。

8 第1種又は第2種の道路の車道に接続する路肩には、側帯を設けるものとする。

9 前項の側帯の幅員は、次の表の道路の区分に応じ、普通道路にあっては同表の路肩に設ける側帯の幅員の欄の左欄に掲げる値とし、小型道路にあっては0.25メートルとする。ただし、普通道路のトンネルの車道に接続する路肩に設ける側帯の幅員は、同表の路肩に設ける側帯の幅員の欄の右欄に掲げる値とすることができる。

道路の区分		路肩に設ける側帯の幅員（単位 メートル）	
第1種	第2級	0.75	0.5
	第3級	0.5	0.25
	第4級		
第2種	第1級	0.5	
	第2級		

10 道路の主要構造部を保護するため必要がある場合は、歩道、自転車道又は自転車歩行者道に接続して、路端寄りに路肩を設けるものとする。

11 車道に接続する路肩に路上施設を設ける場合は、当該路肩の幅員については、第2項の表の右欄又は第4項の表の右欄に掲げる値に当該路上施設を設けるのに必要な値をそれぞれ加えて、これらの規定を適用する。

（停車帯）

第7条 第4種（第4級を除く。）の道路には、自動車の停車により車両の安全かつ円滑な通行が妨げられないようにするため必要がある場合は、車道の左端寄りに停車帯を設けるものとする。

2 停車帯の幅員は、2.5メートルとするものとする。ただし、自動車の交通量の

うち大型の自動車の交通量の占める割合、沿道の停車の需要等を勘案して適当と認められるときは、１．５メートルまで縮小することができる。

（軌道敷）

第８条 軌道敷の幅員は、次の表の単線又は複線の別に応じ、同表の右欄に掲げる値以上とするものとする。

単線又は複線の別	軌道敷の幅員（単位　メートル）
単線	3
複線	6

（自転車道）

第９条 自動車及び自転車の交通量が多い第３種又は第４種の道路には、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

２ 自転車の交通量が多い第３種若しくは第４種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第３種若しくは第４種の道路(いずれも前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合は、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

３ 自転車道の幅員は、２メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、１．５メートルまで縮小することができる。

４ 自転車道の幅員は、当該道路の自転車の交通状況を考慮して定めるものとする。

５ 自転車道に路上施設を設ける場合における当該自転車道の幅員は、構造令第１２条の建築限界を勘案して定めるものとする。

（自転車歩行者道）

第１０条 自動車の交通量が多い第３種又は第４種の道路（いずれも自転車道を設け

る道路を除く。)には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

- 2 自転車歩行者道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては4メートル以上とし、その他の道路にあつては3メートル以上とするものとする。
- 3 横断歩道橋若しくは地下横断歩道(以下「横断歩道橋等」という。)又は路上施設を設ける自転車歩行者道の幅員については、前項に規定する幅員の値に、横断歩道橋等を設ける場合にあつては3メートル、ベンチの上屋を設ける場合にあつては2メートル、並木を設ける場合にあつては1.5メートル、ベンチを設ける場合にあつては1メートル、その他の場合にあつては0.5メートルを標準として必要な値をそれぞれ加えて、同項の規定を適用するものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- 4 自転車歩行者道の幅員は、当該道路の自転車及び歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(歩道)

- 第11条 第4種(第4級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)、歩行者の交通量が多い第3種(第5級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)又は自転車道を設ける第3種若しくは第4種第4級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- 2 第3種又は第4種第4級の道路(いずれも自転車歩行者道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合は、歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
 - 3 歩道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては3.5メートル以上、その他の道路にあつては2メートル以上を標準とするものとする。

4 横断歩道橋等又は路上施設を設ける歩道の幅員については、前項に規定する幅員の値に、横断歩道橋等を設ける場合にあっては3メートル、ベンチの上屋を設ける場合にあっては2メートル、並木を設ける場合にあっては1.5メートル、ベンチを設ける場合にあっては1メートル、その他の場合にあっては0.5メートルを標準として必要な値をそれぞれ加えて、同項の規定を適用するものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

5 歩道の幅員は、当該道路の歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする。

（歩行者の滞留の用に供する部分）

第12条 歩道、自転車歩行者道、自転車歩行者専用道路又は歩行者専用道路には、横断歩道、乗合自動車の停車所等に係る歩行者の滞留により歩行者又は自転車の安全かつ円滑な通行が妨げられないようにするため必要がある場合は、主として歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

（植樹帯）

第13条 第4種第1級及び第2級の道路にあっては植樹帯を、その他の道路にあっては必要に応じ植樹帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

2 植樹帯の幅員は、1.5メートルを標準として定めるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる道路の区間に設ける植樹帯の幅員は、当該道路の構造及び交通の状況、沿道の土地利用の状況並びに良好な道路交通環境の整備又は沿道における良好な生活環境の確保のため講じられる他の措置を総合的に勘案して特に必要な事情があると認められる場合には、当該事情に応じ、同項の規定により定められる値を超えて適切な値とするものとする。

（1）都心部又は景勝地を通過する幹線道路の区間

（2）相当数の住居が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する幹線道路の区間

4 植樹帯の植栽に当たっては、地域の特性等を考慮して、樹種の選定、樹木の配置等を適切に行うものとする。

（設計速度）

第14条 道路（副道を除く。）の設計速度は、次の表の道路の区分に応じ、同表の設計速度の欄の左欄に掲げる値とする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、同表の設計速度の欄の右欄に掲げる値とすることができる。

道路の区分		設計速度（単位 1時間につきキロメートル）	
第1種	第2級	100	80
	第3級	80	60
	第4級	60	50
第2種	第1級	80	60
	第2級	60	50又は40
第3種	第2級	60	50又は40
	第3級	60、50又は40	30
	第4級	50、40又は30	20
	第5級	40、30又は20	
第4種	第1級	60	50又は40
	第2級	60、50又は40	30
	第3級	50、40又は30	20
	第4級	40、30又は20	

2 副道の設計速度は、1時間につき、40キロメートル、30キロメートル又は20キロメートルとする。

（車道の屈曲部）

第15条 車道の屈曲部は、曲線形とするものとする。ただし、緩和区間（車両の走行を円滑にするために車道の屈曲部に設けられる一定の区間をいう。以下同じ。）又

は第 3 3 条の規定により設けられる屈曲部については、この限りでない。

（曲線半径）

第 1 6 条 車道の屈曲部のうち緩和区間を除いた部分（以下「車道の曲線部」という。）

の中心線の曲線半径（以下「曲線半径」という。）は、次の表の設計速度に応じ、同表の曲線半径の欄の左欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の曲線半径の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

設計速度（単位 1 時間につきキロメートル）	曲線半径（単位 メートル）	
1 0 0	4 6 0	3 8 0
8 0	2 8 0	2 3 0
6 0	1 5 0	1 2 0
5 0	1 0 0	8 0
4 0	6 0	5 0
3 0	3 0	
2 0	1 5	

（曲線部の片勾配）

第 1 7 条 車道、中央帯（分離帯を除く。）及び車道に接続する路肩の曲線部には、曲線半径が極めて大きい場合を除き、当該道路の設計速度、曲線半径、地形の状況等を勘案し、次の表の道路の区分に応じ、同表の右欄に掲げる値（第 3 種の道路で自転車道等を設けないものにあつては、6 パーセント）以下の片勾配を付するものとする。ただし、第 4 種又は規則で定める第 3 種の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

道路の区分	最大片勾配（単位 パーセント）
第 1 種、第 2 種及び第 3 種	1 0
第 4 種	6

(曲線部の車線等の拡幅)

第 18 条 車道の曲線部においては、設計車両及び当該曲線部の曲線半径に応じ、車線（車線を有しない道路にあっては、車道）を拡幅するものとする。ただし、第 2 種及び第 4 種の道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

(緩和区間)

第 19 条 車道の屈曲部には、緩和区間を設けるものとする。ただし、第 4 種又は規則で定める第 3 種の道路の車道の屈曲部にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

2 車道の曲線部において片勾配を付し、又は拡幅をする場合は、緩和区間においてすりつけをするものとする。

3 緩和区間の長さは、次の表の設計速度に応じ、同表の右欄に掲げる値（前項に規定するすりつけに必要な長さが同欄に掲げる値を超える場合は、当該すりつけに必要な長さ）以上とするものとする。

設計速度(単位 1 時間につきキロメートル)	緩和区間の長さ(単位 メートル)
1 0 0	8 5
8 0	7 0
6 0	5 0
5 0	4 0
4 0	3 5
3 0	2 5
2 0	2 0

(視距等)

第 20 条 視距は、次の表の設計速度に応じ、同表の右欄に掲げる値以上とするものとする。

設計速度（単位 1時間につきキロメートル）	視距（単位 メートル）
1 0 0	1 6 0
8 0	1 1 0
6 0	7 5
5 0	5 5
4 0	4 0
3 0	3 0
2 0	2 0

2 車線の数が2である道路（対向車線を設けない道路を除く。）にあつては、必要に応じ、自動車が追越しを行うのに十分な見通しが確保された区間を設けるものとする。

（縦断勾配）

第21条 車道の縦断勾配は、次の表の道路の区分及び設計速度に応じ、同表の縦断勾配の欄の左欄に掲げる値以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、同表の縦断勾配の欄の右欄に掲げる値以下とすることができる。

道路の区分		設計速度（単位 1時間につきキロメートル）	縦断勾配（単位 パーセント）	
第1種、第2種及び第3種	普通道路	1 0 0	3	6
		8 0	4	7
		6 0	5	8
		5 0	6	9
		4 0	7	1 0
		3 0	8	1 1

	小型道路	2 0	9	1 2
		1 0 0	4	6
		8 0	7	
		6 0	8	
		5 0	9	
		4 0	1 0	
		3 0	1 1	
		2 0	1 2	
第 4 種	普通道路	6 0	5	7
		5 0	6	8
		4 0	7	9
		3 0	8	1 0
		2 0	9	1 1
	小型道路	6 0	8	
		5 0	9	
		4 0	1 0	
		3 0	1 1	
		2 0	1 2	

2 第 3 種の道路で安全な交通及び歩行者又は自転車の安全な通行を確保するための改築を行う場合において、当該道路の状況に応じ、前項及び第 2 6 条に規定する基準を適用することが適当でないと認められるときは、当該道路の現在の縦断勾配の値以下とすることができる。

（登坂車線）

第 2 2 条 普通道路の縦断勾配が 5 パーセント（普通道路で設計速度が 1 時間につき 1 0 0 キロメートルであるものにあつては、3 パーセント）を超える車道には、必

要に応じ、登坂車線を設けるものとする。

2 登坂車線の幅員は、3メートルとするものとする。

(縦断曲線)

第23条 車道の縦断勾配が変移する箇所には、縦断曲線を設けるものとする。

2 縦断曲線の半径は、次の表の設計速度及び縦断曲線の曲線形に応じ、同表の縦断曲線の半径の欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、設計速度が1時間につき60キロメートルである第4種第1級の道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、凸形縦断曲線の半径を1,000メートルまで縮小することができる。

設計速度(単位 1時間につきキロメートル)	縦断曲線の曲線形	縦断曲線の半径(単位 メートル)
100	凸形曲線	6,500
	凹形曲線	3,000
80	凸形曲線	3,000
	凹形曲線	2,000
60	凸形曲線	1,400
	凹形曲線	1,000
50	凸形曲線	800
	凹形曲線	700
40	凸形曲線	450
	凹形曲線	450
30	凸形曲線	250
	凹形曲線	250
20	凸形曲線	100
	凹形曲線	100

- 3 縦断曲線の長さは、次の表の設計速度に応じ、同表の右欄に掲げる値以上とするものとする。

設計速度(単位 1時間につきキロメートル)	縦断曲線の長さ(単位 メートル)
1 0 0	8 5
8 0	7 0
6 0	5 0
5 0	4 0
4 0	3 5
3 0	2 5
2 0	2 0

(舗装)

第 2 4 条 車道、中央帯（分離帯を除く。）車道に接続する路肩、自転車道等及び歩道は、舗装するものとする。ただし、交通量が極めて少ない等特別の理由がある場合は、この限りでない。

- 2 車道及び側帯の舗装は、当該舗装の設計に用いる自動車の輪荷重の基準を 4 9 キロニュートンとし、車道及び側帯の舗装の構造の基準に関する省令（平成 1 3 年国土交通省令第 1 0 3 号）に定める基準に適合する構造とするものとする。ただし、自動車の交通量が少ない場合その他の特別の理由がある場合は、この限りでない。

- 3 道路の舗装は、当該道路の存する地域、沿道の土地利用及び自動車の交通の状況等を勘案した構造とするものとする。

- 4 歩道又は自転車歩行者道の舗装は、雨水を道路の路面下に円滑に浸透させることができる構造（以下「透水機能を有する構造」という。）を標準とするものとする。

(横断勾配)

第 2 5 条 車道、中央帯（分離帯を除く。）及び車道に接続する路肩には、片勾配を付する場合を除き、次の表の路面の種類に応じ、同表の右欄に掲げる値を標準として

横断勾配を付するものとする。

路面の種類	横断勾配（単位 パーセント）
前条第２項に規定する基準に適合する構造を有する舗装道	１．５以上２以下
その他	３以上５以下

２ 歩道又は自転車歩行者道には、１パーセントを標準として横断勾配を付するものとする。ただし、透水機能を有する構造の舗装としない場合又は道路の構造、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、２パーセントを標準とするものとする。

３ 自転車道には、２パーセントを標準として横断勾配を付するものとする。

４ 透水機能を有する構造の舗装道にあっては、気象状況等を勘案して路面の排水に支障がない場合は、横断勾配を付さず、又は縮小することができる。

（合成勾配）

第２６条 合成勾配（縦断勾配と片勾配又は横断勾配とを合成した勾配をいう。以下同じ。）は、次の表の設計速度に応じ、同表の右欄に掲げる値以下とするものとする。ただし、設計速度が１時間につき３０キロメートル又は２０キロメートルの道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、１２．５パーセント以下とすることができる。

設計速度（単位 １時間につきキロメートル）	合成勾配（単位 パーセント）
１００	１．０
８０	１．０～１．５
６０	
５０	１．１～１．５
４０	
３０	

（排水施設）

第27条 道路には、排水のため必要がある場合は、側溝、街渠^{きよ}、集水ますその他の排水施設を設けるものとする。

（平面交差又は接続）

第28条 道路は、駅前広場等特別の箇所を除き、同一箇所において同一平面で5以上交会させてはならない。

- 2 道路が同一平面で交差し、又は接続する場合においては、必要に応じ、屈折車線、変速車線若しくは交通島を設け、又は隅角部を切り取り、かつ、適当な見通しができる構造とするものとする。
- 3 屈折車線又は変速車線を設ける場合においては、当該部分の車線（屈折車線及び変速車線を除く。）の幅員は、第4種第1級の普通道路にあっては3メートルまで、第4種第2級又は第3級の普通道路にあっては2.75メートルまで、第4種の小型道路にあっては2.5メートルまで縮小することができる。
- 4 屈折車線又は変速車線を設ける場合においては、当該道路の設計速度に応じ、適切にすりつけをするものとする。
- 5 屈折車線及び変速車線の幅員は、普通道路にあっては3メートル、小型道路にあっては2.5メートルを標準とするものとする。

（立体交差）

第29条 車線（登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。）の数が4以上である普通道路が相互に交差する場合は、当該交差の方式は、立体交差とするものとする。ただし、交通の状況により立体交差とすることが適当でない場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

- 2 車線（屈折車線及び変速車線を除く。）の数が4以上である小型道路が相互に交差する場合及び普通道路と小型道路が交差する場合は、当該交差の方式は、立体交差

とするものとする。

3 前2項の規定により道路の交差の方式を立体交差とする場合は、必要に応じ、交差する道路を相互に連結する道路（以下「連結路」という。）を設けるものとする。

4 連結路については、第3条から第6条まで、第14条、第16条、第17条、第19条から第21条まで、第23条及び第26条並びに構造令第12条の規定は、適用しない。

（鉄道等との平面交差）

第30条 道路が鉄道又は軌道法（大正10年法律第76号）による新設軌道（以下「鉄道等」という。）と同一平面で交差する場合は、当該道路は次に掲げる構造とするものとする。

（1）交差角は、45度以上とすること。

（2）踏切道の両側からそれぞれ30メートルまでの区間は、踏切道を含めて直線とし、その区間の車道の縦断勾配は、2.5パーセント以下とすること。ただし、自動車の交通量が極めて少ない箇所又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、この限りでない。

（3）見通し区間の長さ（線路の最縁端軌道の中心線と車道の中心線との交点から、軌道の外方車道の中心線上5メートルの地点における1.2メートルの高さにおいて見通すことができる軌道の中心線上当該交点からの長さをいう。）は、次の表の踏切道における鉄道等の車両の最高速度に応じ、同表の右欄に掲げる値以上とすること。ただし、踏切遮断機その他の保安設備が設置される箇所又は自動車の交通量及び鉄道等の運転回数が極めて少ない箇所については、この限りでない。

踏切道における鉄道等の車両の最高速度(単位 1時間につきキロメートル)	見通し区間の長さ (単位 メートル)
50未満	110
50以上70未満	160
70以上80未満	200

8 0 以上 9 0 未満	2 3 0
9 0 以上 1 0 0 未満	2 6 0
1 0 0 以上 1 1 0 未満	3 0 0
1 1 0 以上	3 5 0

（待避所）

第 3 1 条 第 3 種第 5 級の道路には、次に掲げるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、待避所を設けない場合であっても交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。

（ 1 ）待避所相互間の距離は、3 0 0 メートル以内を標準とすること。

（ 2 ）待避所相互間の道路の大部分が待避所から見通すことができること。

（ 3 ）待避所の長さは、2 0 メートル以上を標準とし、当該待避所を設ける区間の車道の幅員は、5 メートル以上とすること。

（交通安全施設）

第 3 2 条 交通事故の防止を図るため必要がある場合は、横断歩道橋等、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で規則で定めるものを設けるものとする。

（凸部、狭窄部等）

第 3 3 条 主として近隣に居住する者の利用に供する第 3 種第 5 級の道路又は第 4 種第 4 級の道路には、自動車を減速させて歩行者又は自転車の安全な通行を確保する必要がある場合は、車道及びこれに接続する路肩の路面に凸部を設置し、又は車道に狭窄部若しくは屈曲部を設けるものとする。

（乗合自動車の停留所等に設ける交通島）

第 3 4 条 自転車道、自転車歩行者道又は歩道に接続しない乗合自動車の停留所又は路面電車の停留場には、必要に応じ、交通島を設けるものとする。

（自動車駐車場等）

第 3 5 条 道路には、安全かつ円滑な交通を確保し、又は公衆の利便に資するため必要がある場合は、自動車駐車場、自転車駐車場、乗合自動車の停車所又は非常駐車帯を設けるものとする。

(防護施設)

第 3 6 条 落石、崩壊、波浪等により交通に支障を及ぼし、又は道路の構造に損傷を与えるおそれがある箇所には、柵、擁壁その他の適当な防護施設を設けるものとする。

(トンネル)

第 3 7 条 トンネルにおいて安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合は、当該道路の計画交通量及びトンネルの長さに応じた換気施設及び当該道路の設計速度等を勘案した照明施設を設けるものとする。

2 トンネルにおいて車両の火災その他の事故により交通に危険を及ぼすおそれがある場合は、必要に応じ、通報施設、警報施設、消火施設その他の非常用施設を設けるものとする。

(橋、高架の道路等)

第 3 8 条 橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路は、鋼構造、コンクリート構造又はこれらに準ずる構造とするものとする。

(附帯工事等の特例)

第 3 9 条 道路に関する工事により必要が生じた他の道路に関する工事又は道路に関する工事以外の工事により必要が生じた道路に関する工事を施行する場合において、第 3 条から前条までの規定 (第 6 条、第 1 4 条、第 1 5 条、第 2 5 条、第 2 7 条、第 3 2 条及び第 3 6 条を除く。) 並びに構造令第 4 条、第 1 2 条並びに第 3 5 条第 2 項から第 4 項までの規定による基準を適用することが適当でないと認められるときは、これらの基準によらないことができる。

(小区間改築の場合の特例)

第 4 0 条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う

場合（次項に規定する改築を行う場合を除く。）において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第3条、第4条第4項から第6項まで、第5条、第7条、第8条、第9条第3項、第10条第2項及び第3項、第11条第3項及び第4項、第13条第2項及び第3項、第16条から第23条まで、第24条第3項及び第4項並びに第26条の規定による基準に適合していないため、これらの基準を適用することが適当でないと認められるときは、これらの基準によらないことができる。

- 2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等に応じ、第3条、第4条第4項から第6項まで、第5条、第6条第2項、第7条、第8条、第9条第3項、第10条第2項及び第3項、第11条第3項及び第4項、第13条第2項及び第3項、第20条第1項、第22条第2項、第24条第3項及び第4項、次条第1項及び第2項並びに第42条第1項の規定による基準を適用することが適当でないと認められるときは、これらの基準によらないことができる。

（自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路）

- 第41条 自転車専用道路の幅員は3メートル以上とし、自転車歩行者専用道路の幅員は4メートル以上とするものとする。ただし、自転車専用道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2.5メートルまで縮小することができる。

- 2 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路には、その各側に、当該道路の部分として、幅員0.5メートル以上の側方余裕を確保するための部分を設けるものとする。
- 3 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路に路上施設を設ける場合は、当該自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路の幅員は、構造令第39条第4項の建築限界を勘案して定めるものとする。
- 4 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路の線形、勾配その他の構造は、自転車及び歩行者が安全かつ円滑に通行することができるものでなければならない。

- 5 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路については、第3条から第39条まで及び前条第1項の規定（自転車歩行者専用道路にあっては、第12条を除く。）並びに構造令第3条、第4条、第12条並びに第35条第2項から第4項までの規定は、適用しない。

（歩行者専用道路）

第42条 歩行者専用道路の幅員は、当該道路の存する地域及び歩行者の交通の状況を勘案して、2メートル以上とするものとする。

- 2 歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該歩行者専用道路の幅員は、構造令第40条第3項の建築限界を勘案して定めるものとする。

- 3 歩行者専用道路の線形、勾配その他の構造は、歩行者が安全かつ円滑に通行することができるものでなければならない。

- 4 歩行者専用道路については、第3条から第11条まで、第13条から第39条まで及び第40条第1項並びに構造令第3条、第4条、第12条並びに第35条第2項から第4項までの規定は、適用しない。

（委任）

第43条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後に新設し、又は改築する道路について適用する。

（経過措置）

- 3 この条例の施行の際、現に新設又は改築の工事中（新設又は改築の工事の設計に係る契約を締結したものを含む。）の道路について、この条例の規定に適合しない部分がある場合においては、当該部分に対して、当該規定は適用しない。